

規 約

東寝屋川駅前線沿道地区まちづくり協議会

東寝屋川駅前線沿道地区まちづくり協議会
規 約

(名称)

第1条 本協議会は、「東寝屋川駅前線沿道地区まちづくり協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、寝屋川市東部地区まちづくり構想図において、(都)東寝屋川駅前線周辺整備エリアに位置づけられた地区(別紙のとおり。以下「対象地区」という。)を対象に、「駅前のシンボルロードの整備に合わせた誰もが安全・快適・便利で魅力的な沿道市街地の形成」の実現に向けて良好なまちづくりを推進することを目的とする。

(活動の種類)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、寝屋川市(以下「市」という。)をはじめとした関係機関との連携を図り、必要に応じて有識者の支援を受けて、次の活動を行う。

- (1) まちづくりに関する関係機関との協議
- (2) まちづくりに関する調査及び検討
- (3) まちづくり整備計画案の作成
- (4) まちづくりに向けた対象地区の地権者の連絡及び調整
- (5) 前各号に掲げるもののほか、まちづくりの実現のために必要な事項

(事務局)

第4条 協議会の事務局は、打上公民館に置く。

(会員の資格)

第5条 協議会の会員たる資格を有する者（以下「会員」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 対象地区内の土地所有権を有する者（ただし、共有の場合は、その代表者とする。）
- (2) 前号に定める土地に借地権等を有する者で、役員会において承認を得て協議会が適当と認めた者
- (3) 前1号による会員から1親等以内の親族または姻族を代理人とする旨の申請があった場合、その代理人を会員とみなす。

(会員資格の喪失)

第6条 会員は、次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を喪失する。

- (1) 譲渡等により第5条に規定する資格を喪失したとき。
- (2) 死亡したとき。

(会員の地位の承継)

第7条 前条の規定により会員が資格を喪失した場合において、次の各号のいずれかの条件を満たす者は、当該会員の資格を承継する。

- (1) 第5条第1号の条件を満たす土地所有権を承継した者
- (2) 第5条第2号の条件を満たす者の権利を承継した者で、役員会においてその資格承継の承認を得た者

(役員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 若干名

2 理事は、総会において会員のうちから選任する。

3 会長及び副会長は、理事の互選により選任する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期の満了によって退任する役員は、後任の役員が就任するまでの間引き続きその職務を行う。

(役員職務)

第10条 会長は、協議会を代表し、その活動を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。

3 前項の規定による副会長の代理の順序は、あらかじめ会長がこれを定める。

4 役員は、役員会を構成し、この規約の定め及び総会の議決に基づき、協議会の業務を行う。

(役員解任)

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決によりこれを解任することができる。ただし、その役員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行ができないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(総会)

第12条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

3 会長は、通常総会を毎事業年度1回招集しなければならない。

4 会長が必要と認める場合には、役員会の決議を経て臨時総会を招集することができる。

5 総会の議長は、役員のうち会長または他の役員が務める。

(会員の総会招集権)

第13条 会員が会員総数の5分の1以上の会員の同意を得、会議の目的を示して総会の招集を請求した場合には、会長はその請求があった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

(議決権)

第14条 会員は、1個の議決権を有する。

2 会員は、書面または代理人によって議決権を行使することができる。

(総会の議事)

第15条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2 総会の議決事項は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前2項の場合において、書面または代理人により議決権を行使する者は、出席会員とみなす。

(総会の議決事項)

第16条 この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項については、総会決議を経なければならない。

- (1) 活動計画および活動報告
- (2) 規約の変更
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 協議会の解散
- (5) 対象地区の変更
- (6) 前各号に掲げるもののほか、役員会において必要と定めた事項

(役員会)

第 17 条 役員会は、第 8 条に掲げる役員をもって構成する。

2 役員会の議長は、会長が務める。

3 役員会は、会長が招集する。

(1) 役員が 3 分の 1 以上の役員の同意を得て役員会の招集を請求した場合には、会長は、速やかに役員会を招集しなければならない。

4 役員会は、役員の半数以上が出席しなければ議事を開き議決することはできず、その議事は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 協議会の活動について必要な事項
- (3) 第 5 条第 2 号、第 7 条第 2 号及び第 18 条に係る事項
- (4) その他、会長が必要と認めた事項

(出席資格)

第 18 条 会員のほか、市職員や有識者等であって、役員会が認めた者は、総会及び役員会に出席することができる。

(その他)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、活動の遂行上必要な事項は、役員会で定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成 25 年 2 月 4 日から施行する。